# 西宮市の住宅耐震改修促進事業のご案内

阪神淡路大震災の教訓をふまえて、安心･安全な住まい･まちづくりを推進するため、
木造戸建住宅の耐震改修の計画策定や、一般戸建住宅の耐震改修工事を行う方に対して、
その費用の一部を補助します。

補助メニューは3種類あります。

一般型･防災型　①耐震改修補助
小規模型　②改修計画策定補助
　　③耐震改修補助

悪質業者による工事を前提とした
無料診断の勧誘に注意しましょう。

## 一 般 型 ・ 防 災 型

耐震診断を受け、大地震に耐えうるような耐震改修工事（改修後の評点1．0以上）をする方に、工事費の一部を補助します。ただし、**原則として兵庫県の「わが家の耐震改修促進事業」耐震改修工事費の補助を併せて受けていただく必要があります。**

| | |
|---|---|
| 対象者 | 西宮市内に対象となる住宅を所有する市民 |
| 対象住宅 | 下記のすべてを満たす住宅<br>（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。<br>ただし、プレハブ･工法等の特殊な工法の住宅は対象外です。）<br>･昭和56年5月31日以前に着工された住宅<br>･耐震診断等の結果、木造戸建住宅は評点が1．0未満、鉄筋コンクリート造等は構造耐震指標(Is値)が0．8未満(1次診断)又は0．6未満(2次診断)のもの<br>･違反建築物に対する措置（建築基準法第9条）が命じられていないもの |
| 対象費用 | 安全性を確保するための耐震改修工事に要する費用<br>（木造住宅は改修後の評点1．0以上、鉄筋コンクリート造等は改修後の構造耐震指標(Is値)が0．8以上（1次診断）又は0．6以上(2次診断)、住宅が倒壊しても居室内の安全性が認められるもの等） |
| 補助金額 | ●戸建住宅<br>補助対象工事費の1/4<br>又は<br>30万円(防災型にあっては40万円)<br>のうち低い額<br>●共同住宅<br>補助対象工事の1/4<br>又は<br>10万円×戸数<br>のうち低い額 |

（注）防災型とは、狭隘道路(建築基準法第42条第2項に規定する道路とし、中心線後退内に門塀等の障害物がない事)に面する戸建住宅の耐震改修工事を示します。

### 補助金額算定の事例

**戸建住宅で240万円の耐震改修工事を行った場合（一般型）**

市 補助 ： 240万円×1/4 ＝ 60万円 → 30万円

県 補助 ： 240万円×1/4 ＝ 60万円 → 60万円
　　240万円×1/4 ＝ 60万円 → 20万円　　合計 110万円

※状況に応じて所得税額の特別控除と固定資産税額の減額処置があります。

西 宮 市